女性活躍推進法第１９条第６項に基づく特定事業主行動計画の取組の実施状況

令和８年 10 月 19 日公表

項　目　課長級以上に占める女性職員の割合【知事部局】

目　標　16%以上

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
女性割合（%）	9.8	9.8	10.0	12.3	12.7	14.8	15.4	16.5	17.0	17.5
管理職総数（人）	326	327	330	325	330	325	325	322	317	320
うち女性（人）	32	32	33	40	42	48	50	53	54	56

項　目　育児のための休業（部分休業、特別休暇及び年次休暇等を組み合わせて取得する休暇等を含む。）を１か月以上取得した職員の割合【知事部局、議会及び各種委員（会）事務局】

目　標　対象となる男性職員の 30%以上が１か月以上の育児のための休業を取得

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
取得率（%）	2.4	1.4	3.5	9.4	7.1	12.8	27.5	42.5	67.0	72.0
対象者（人）	82	70	86	64	84	86	80	80	91	82
取得者（人）	2	1	3	6	6	11	22	34	61	59

項　目　女性職員の育児休業取得率【知事部局、議会及び各種委員（会）事務局】

目　標　対象となる女性職員の全員が育児休業を取得

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
取得率（%）	97.1	100	100	100	100	100	100	100	100	103.8
対象者（人）	35	40	47	33	49	35	44	50	52	53
取得者（人）	34	40	47	33	49	35	44	50	52	55

※育児休業取得率は、前年度までに子が生まれたものの、その年度には取得せずに、翌年度になって取得した職員を含むため、取得率が100%を超える場合がある。

例）令和７年３月出生の場合　⇒　令和７年４月以降に取得した場合、令和７年度の取得者としてのみ人数がカウントされる

項　目　出産補助休暇（３日間）と配偶者出産時育児休暇（５日間）を完全取得した職員の割合

【知事部局、議会及び各種委員（会）事務局】

目　標　対象となる男性職員全員が計８日の休暇を完全取得

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
完全取得率（%）	25.6	51.4	59.3	68.8	72.6	87.2	81.3	78.8	74.7	58.5
対象者（人）	82	70	86	64	84	86	80	80	91	82
完全取得者（人）	21	36	51	44	61	75	65	63	68	48

※配偶者出産時育児休暇は、子の出生から１年間取得が可能なため、翌年度に取得を予定している者もおり、集計時点では完全取得となっていない者もいる。

（例）令和８年３月出生の場合　⇒　令和８年度中に取得予定だが、集計時点では取得時期未定もしくは取得時期未達

※令和７年度の完全取得率が低下しているが、県で推奨しているハッピー・ワン・マンス（出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、年次休暇、夏季休暇、その他特別休暇及び育児休業を組み合わせ、合計１か月（４週間）以上の育児休業等を取得）の達成率はほぼ100%となっている。

項　目　職員一人当たりの年次休暇の取得日数

【知事部局、議会及び各種委員（会）事務局】

目　標　14 日以上

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
取得日数（日）	11.4	12.1	13.5	13.7	13.2	12.8	12.6	14.1	14.5	14.5
取得率（%）	57.2	60.6	67.4	68.4	65.8	64.2	63.0	70.7	72.5	72.3